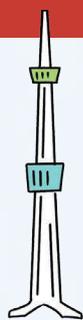


SHINPU



社会保険新報

2024.7

No.885



GAS MUSEUM (小平市)

東京ガスが運営する博物館で、日本のガス事業の歴史や人々の暮らしとの関わりについて紹介しています。赤レンガ造りのガス灯館（写真）とくらし館は、明治時代の同社の社屋を移築・復元したものです。中庭には、日本初の横浜のガス灯など、国内外のガス灯17基が幻想的な明かりをともしています。【7ページにも掲載】

- 協会けんぽ東京支部 傷病手当金（P2） 「傷病手当金支給申請書」記入時の注意点（P3） 「マイナ保険証」動画（P3）
- 日本年金機構 年金委員の推薦（P4） 「わたしと年金」エッセイ募集中（P5） 算定基礎届・賞与支払届の提出（P5）
- 東京社会保険協会 2024年夏のセミナー&講習会（P6）
 - 季節の健康TOPICS 熱中症特別警戒アラート（P7）
 - 猛暑の夏も涼しく楽しめるスポット GAS MUSEUM（P7）
 - お金に描かれた偉人 新一万円札 渋沢栄一（P8）

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

業務外の病気やけがで仕事を休んだとき 傷病手当金

傷病手当金は、被保険者（従業員ご本人）が病気やけがのために仕事を休み、事業所から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。



申請の流れ



支給要件

傷病手当金は、次の要件をすべて満たしたときに支給されます。

- 1 業務外の事由による病気やけがの療養のための休業である
- 2 仕事に就くことができない（**労務不能**）
- 3 仕事に**4日以上**就けなかった（連続する3日間の休業を含む）
- 4 給与の**支払いがない**（または、傷病手当金の額より少ない）

次に該当する場合は、資格喪失後も引き続き支給を受けられます。

- 資格喪失日の前日（退職日等）まで被保険者期間が継続して1年以上ある
- 資格喪失日の前日に、傷病手当金を受けているか、受けられる状態（左記の①～③の条件を満たしている）である

支給期間

病気やけがで休んだ期間のうち、最初の連続した3日間（**待期待期間**）を除いた4日目から支給されます。支給期間は、同一の病気やけがにより、初めて傷病手当金を受けた日から通算して**最長1年6か月**となります。

支給開始日

休	休	休	欠勤
欠勤	出勤	欠勤	出勤
欠勤	出勤	欠勤	欠勤

↑ 支給開始日から通算して最長1年6か月まで支給されます

支給額

傷病手当金は日ごとに計算されます。給与（手当などを含む）が支給されている場合は、金額が調整され、傷病手当金の額以上の給与が支払われているときは、その間は不支給となります。

算出方法 1日あたりの支給額は、「支給開始日の属する月以前の直近の協会けんぽの被保険者期間で継続した12か月間の各標準報酬月額を平均した額」の30分の1の額に3分の2を乗じた額です。

支給総額 = 直近12か月間の標準報酬月額の平均額の30分の1 × 3分の2 × 支給日数

被保険者期間が12か月に満たない場合は、加入後の期間の平均額または協会けんぽ全被保険者の平均額（30万円）のいずれか低い金額で算定

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」) まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

「傷病手当金支給申請書」記入時の注意点

申請書提出の際に誤りが多い箇所について紹介します。記入する際の参考にしてください。

2ページ目 本人記入用

申請内容⑤-1は、
仕事中（業務上）・
通勤途上の原因によ
らない傷病または傷
病の原因が不明の場
合、「1」を記入し
てください。

⑤-1 傷病の原因	<input type="checkbox"/>	1. 仕事中以外（業務外）での傷病 2. 仕事中（業務上）での傷病 3. 通勤途中での傷病	→ ⑤-2へ
⑤-2 労働災害、通勤災害の認定を受けていますか。	<input type="checkbox"/>	1. はい 2. 請求中（労働基準監督署） 3. 未請求	
傷病の原因は第三者の行為（交通事故やケンカ等）によるものですか。	<input type="checkbox"/>	1. はい 2. いいえ	「1. はいの場合、別紙
①-1 申請期間（療養のために休んだ期間）に報酬を受けましたか。	<input type="checkbox"/>	1. はい → ①-2へ 2. いいえ	
①-2 ①-1を「はい」と答えた場合、受けた報酬は事業主証明欄に記入されている内容のとおりですか。	<input type="checkbox"/>	1. はい 2. いいえ → 事業主へ確認のうえ、正しい証明を受けて	

確認事項①-1について、報酬等を受けている場合は「1」を、報酬等を受けていない場合は「2」を記入してください。

事業主記入用（申請書3ページ目）で報酬欄に記入がある（報酬等が支給されている）にも関わらず「2」と記入している場合は、確認のため書類を返戻します。

3ページ目 事業主記入用

勤務状況欄の「年」「月」は、出勤や賃金の支払いがない場合でも、必ず記入してください。

状況 2ページの申請期間のうち出勤した日付を【○】で囲んでください。「年」「月」については出勤の有無に関わらずご記入ください。	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
令和	□	□	□	□	□	□	□	□	□
年	□	□	□	□	□	□	□	□	□
月	□	□	□	□	□	□	□	□	□
日	□	□	□	□	□	□	□	□	□
例	0	5	年	0	2	月	0	1	日
から	0	5	年	0	2	月	2		
①	□	□	年	□	□	月	□	□	日
から	□	□	年	□	□	月	□	□	日
②	□	□	年	□	□	月	□	□	日
から	□	□	年	□	□	月	□	□	日

出勤していない日に対して報酬等を支給した場合、支給の対象となる期間と金額を記入してください。

残業手当等の出勤した日に対して支給した報酬や、見舞金等の労務の対償ではない手当は記入不要です。



『使ってみよう！ マイナ保険証』動画をご覧ください

協会けんぽでは、マイナ保険証（保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）の利用を推進しています。このたび、マイナ保険証について解説した動画『使ってみよう！ マイナ保険証』を健康保険組合連合会と共同で作成しました。

動画では、マイナ保険証のメリットや使用方法に加え、令和6年12月からの保険証廃止で、どのように制度が変わるかについても紹介しています。

保険証が廃止されたら
どうなるのか不安

マイナ保険証について
詳しく知りたい

という方は、ぜひご覧ください。



動画は
こちらから



協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」) まで



年金委員の推薦をお願いします

募集中

年金委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の事業について、会社や地域で啓発・相談・助言などの活動を行う方々です。

公的年金制度について、広く国民に周知するとともに、制度への理解と信頼を深めていただくための普及・啓発活動を行うため、日本年金機構法第30条に基づき、平成22（2010）年1月に設置されました。



年金委員の種類 ～職域型と地域型に区分されます

年金委員は、活動範囲により、**職域型**と**地域型**の2つに区分されます。

職域型は主に厚生年金保険加入の企業（適用事業所）内、**地域型**は自治会などの地域で活動します。

区分	職域型	地域型
委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当している方など	国または地方公共団体の職員として年金事務に従事していたことがある方など
活動範囲	主に厚生年金保険加入の適用事業所内	住所地の地域
推薦者	事業主 または 年金事務所長	市区町村、年金事務所長、関係団体
任期	なし	3年（更新可）

職域型年金委員とは？

主に勤務する企業（厚生年金保険加入の適用事業所）内で活動します。新入社員に対する年金制度の概要説明や社内での年金制度の周知、定年退職予定者への年金受給手続きの相談・助言等を行います。

厚生年金保険の適用事業所のうち、被保険者数300人未満の事業所は1名以上、被保険者数300人以上の事業所は2名以上の設置をお願いします。令和6年3月末時点で、全国で130,447名の方が職域型年金委員として委嘱されています。

職域型年金委員の推薦方法

職域型年金委員の推薦は、事業主が「年金委員推薦書（職域型）」を管轄の年金事務所に提出してください。

年金委員のメリット

日本年金機構では、年金委員に対する活動支援を行っています。年金委員になると、次のようなメリットがあります。

① 制度改正等のお知らせ

活動の基本となる冊子や制度改正に関するリーフレットなど、定期的なお知らせが無料で受けられます。

② 研修会への参加

年金委員限定の研修会に無料で参加できます。

★ **全国年金委員研修会**（主催：日本年金機構 本部）
全国の年金委員を対象に年1回実施

★ **地域研修会**（主催：主に各年金事務所）
各都道府県において定期的に実施

③ 表彰制度

活動の功績に対し、厚生労働大臣や日本年金機構理事長からの表彰制度（年1回）があります。

詳細は **日本年金機構** **年金委員** **検索** に掲載しています。

令和
6
年度

「わたしと年金」 エッセイ募集中

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、さまざまな取り組みを行っています。「ねんきん月間」期間中は、公的年金制度に対する理解を深めていただくための啓発活動を展開する予定です。この取り組みの一環として、広く皆様から公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。公的年金の大切さや意義を、皆様と一緒に考えていきたいと思っておりますので、ふるってご応募ください。

内容 公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金のかかわりなど、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ

応募締切 令和6年9月9日(月)

応募資格 中学生以上

発表 11月に日本年金機構ホームページで発表

後援 厚生労働省、文部科学省、
全国高等学校長協会、
全国都道府県教育委員会連合会

賞 厚生労働大臣賞 日本年金機構理事長賞
優秀賞 入選



日本年金機構

Japan Pension Service

「わたしと年金」

検索

算定基礎届・賞与支払届 の提出を忘れずに!

算定基礎届および賞与支払届は、標準報酬月額や標準賞与額の決定に必要な届出です。まだ提出されていない場合は、事務センター(郵送・電子申請)または管轄の年金事務所まで、すみやかに提出してください。

算定基礎届(定時決定)

健康保険・厚生年金保険の被保険者および70歳以上被用者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は**7月1日現在**で使用している全被保険者の3か月間(4月、5月、6月)の報酬月額を算定基礎届により届出し、厚生労働大臣はこの届出内容に基き、**毎年1回**、標準報酬月額を決定し直します。

提出期限 毎年7月10日まで
※10日が土日祝の場合は翌営業日まで

提出先 事務センター または
管轄の年金事務所

詳細は、日本年金機構ホームページ【[定時決定\(算定基礎届\)](#)】

賞与支払届

賞与は、健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納付することになっております。事業主が被保険者および70歳以上被用者に賞与を支給した場合は、**支給日から5日以内**に**被保険者賞与支払届**により支給額等を届け出ます。なお、賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合には、「賞与不支給報告書」を提出してください。

提出期限 支給日から5日以内

提出先 事務センター または
管轄の年金事務所

詳細は、日本年金機構ホームページ【[従業員に賞与を支給したときの手続き](#)】

2024年夏のセミナー & 講習会

お申し込み受付中!



WEBセミナー

社会保険全般を解説 **公開中** 社会保険の基礎知識

健康保険の給付と公的年金のしくみを中心に、先ごろ改正された育児休業や介護休業についても解説します。特に企業で人事労務を担当されている方は、「これだけは押さえておきたい」ポイントが学べます。



費用 無料

講師 特定社会保険労務士
安中 繁
(ドリームサポートグループ代表
ドリームサポート社会保険労務士法人 代表社員)

- ① 社会保険とは? 社会保険制度を知ろう
- ② 社会保険の適用 対象となる? ならない?
- ③ 健康保険の給付 こんなときにはこんな給付
- ④ 公的年金制度のしくみ
- ⑤ 年金の給付「老齢年金」
- ⑥ 年金の給付「障害年金」「遺族年金」
- ⑦ 改正後の出産・育児休業制度
- ⑧ 出産手当金・出産育児一時金
- ⑨ 産後パパ育休とパパ・ママ育休プラス
- ⑩ 介護休業の基礎知識

動画「算定基礎」も公開中!



広報誌『協会だより』4月号と同送の「算定基礎届・月額変更届の手引き」(令和6年度版)に沿って解説しています。

講師 特定社会保険労務士 **大野 知美**
(あすそら社会保険労務士事務所)

一部会員限定公開 (会員はユーザー名・パスワード必要)

講習会・セミナー ▶ **WEBセミナー**

オンラインライブ

第1部

令和6年10月からの 短時間労働者の適用拡大

講師 日本年金機構 新宿年金事務所 職員

第2部

雇用保険制度の概要と 手続きについて

講師 東京労働局 職員

Zoom配信のお申し込みになります。
会場受講申し込みは終了。見逃し配信等はありません。

日時 8月7日(水) 13時30分~16時
費用 無料 **申込締切** 開催日当日

講習会・セミナー ▶ **オンラインライブセミナー**

会場型講習会

実務担当者向け 社会保険の基礎知識

主に実務担当者に向けて、社会保険制度の全体像を踏まえたうえで、社会保険の適用や手続き、健康保険や年金の給付の概要等を解説します。

日時 9月25日(水)・26日(木)
10時~16時 (昼休憩あり)

会場 東京トラック事業健保会館 (千代田区)

費用 会員 **無料** [一般 15,000円]

申込締切 7月30日(火) 15時

定員 各日120名

講師 特定社会保険労務士
望月 由佳
(望月社会保険労務士法人)



講習会・セミナー ▶ **会場型講習会**



詳細はホームページをご覧ください
<https://www.tosyakyō.or.jp/>

東京社会保険協会

会員事業課 ☎03-5292-3596



季節の健康TOPICS

令和6年4月から運用開始 熱中症特別警戒アラート

暑さ厳しい日本の夏。令和5年には異常気象ともいえる記録的猛暑に見舞われ、5月から9月の5カ月間で、熱中症とその疑いによる搬送者は9万1,000人にのぼりました。地球温暖化が進めば極端な高温になることも予測され、国は対策のひとつとして、**令和6年4月24日から「熱中症特別警戒アラート」を運用し、さらなる警戒と注意を呼びかけています。**



環境省と気象庁は、気温や湿度などをもとに推計した「暑さ指数」が33以上になると予測される日の前日夕方と当日早朝に、**熱中症警戒アラート**を発表しています。さらに、令和6年の夏からは、都道府県内のすべての観測地点で「暑さ指数」が35以上になると予測される場合に、1段階上の**熱中症特別警戒アラート**が発表（10月の第4水曜日まで、前日14時ごろに発表）されています。

まずは、**熱中症から自分の身を守ることを心がけましょう！**

- 室内では、**エアコン**や**扇風機**で温度調節
- 外出時には、**日傘**や**帽子**を利用
- 暑い日は、**日中の外出をできるだけ控える**
- のどの渇きを感じなくてもこまめに**水分補給**
- **吸湿性**や**通気性**のよい衣服を着用する 等

猛暑の夏も涼しく楽しめるスポット **小平市**

GAS MUSEUM

明治5（1872）年に横浜に日本初のガス灯がともり、2年後の明治7（1874）年には85基のガス灯が銀座を明るく照らしました。それから150年経った現在、私たちの日常に欠かせないライフラインとなったガスの進化を学べる博物館です。

ガス灯館（左）とくらし館



ガス灯館

明治・大正期のレトロなガス灯とともに、日本のガス事業の始まりを振り返ります。当時のガス灯の明るさを観察できる点灯体験のほか、2階のギャラリーでは14,000点に及ぶ収蔵資料をもとに企画展を開催しています。



企画展「若き渋沢栄一 欧州を巡る」開催中



日本資本主義の父と称される渋沢栄一の原点でもある、27歳で随行したパリ万博使節団での欧州歴訪の軌跡を紹介（9月23日まで）。写真は、杉浦謙と渋沢栄一の欧州見聞記「航西日記」。

くらし館



明治から現代における人々の暮らしとガスの関わりやガスの進化を紹介しています。調理、暖房、風呂などの懐かしいガス器具を一堂に展示。また、渋沢栄一ギャラリーでは、東京のガス事業の発展に尽力した足跡をたどります。

営業時間や休館日、アクセス等の詳細は、GAS MUSEUMホームページでご確認ください。[\(https://www.gasmuseum.jp/\)](https://www.gasmuseum.jp/)

お金の描かれた偉人

新一万円札

渋沢 栄一

令和6年7月3日に20年ぶりに発行された新紙幣の偉人シリーズ、ラストを飾るのは新一万円札の肖像の渋沢栄一です。日本の近代化に多くの功績を残し、「近代日本経済の父」と称された軌跡をたどります。



写真提供：埼玉県深谷市所蔵

倒幕の志士から一橋家の家臣に

渋沢栄一は、1840（天保11）年、武蔵国榛沢郡血洗島村（現・埼玉県深谷市血洗島）の裕福な農家に生まれました。幼少の頃より家業である藍玉の製造や販売を手伝い、父親から学問の手ほどきを受け、『論語』などの四書五経を学びます。

青年となった栄一は、幕府が欧米列強国から開国を迫られて弱腰なことに憤り、倒幕運動に参加します。同志とともに横浜の外国人居留地の焼き払いを計画するものの直前で断念。幕府に追われる身となりますが、一橋家の重臣・平岡円四郎の計らいで京都へと逃げ延びます。その後、一橋慶喜の家臣となり、藩の財政改善などに手腕を発揮しました。

将軍・慶喜の意を受けて欧州留学

1866（慶応2）年、慶喜が徳川15代将軍の座につくと、栄一は倒幕の志士だった自身が将軍に仕えるわけにはいかないと辞職を決意しますが、慶喜の意を受け、慶喜の弟・昭武のバリ万国博覧会参列と欧州留学に同行するため、フランスへ旅立ちます。蒸気機関

車、上下水道、電灯など、西洋の科学技術に目を見張る一方、栄一が最も感銘を受けたのは金融や株式会社といった経済システムでした。留学中に多くを学ぼうと西洋人との交流を深めますが、1867（慶応3）年の慶喜の大政奉還により、一行に帰国の命が下ります。

実業家として近代日本の発展に貢献

帰国後の栄一は、慶喜が謹慎している駿府藩（現・静岡県静岡市）で欧州での学びを実践し、藩の財政危機を救います。その活躍が明治新政府の目に留まり、1869（明治2）年、民部省（のちの大蔵省）租税正に任命され、税制や貨幣制度、郵便制度、国立銀行条例の制定、鉄道の敷設、富岡製糸場の設置などを行い、実績を重ねました。

1873（明治6）年、大蔵省を辞任して実業界へと踏み出します。第一国立銀行（現・みずほ銀行）を皮切りに次々と会社を設立。自身の蓄財には無関心で、事業で得た利益は福祉や医療、教育など社会に還元していきました。91年の生涯で栄一が関わった企業は約500社、取り組んだ社会福祉事業は約600を数えます。

豆知識

道徳と経済の両立 『論語と算盤』



『論語と算盤』は栄一の講演の口述をまとめたもので、1916（大正5）年に出版。5歳から『論語』を学び始め、それを生涯の教えとした栄一は、「企業は大きな欲望を抱いて経済活動を行うくらいに気概が必要だが、利益を追求するあまり道徳が置き去りにされてはいけません。国や人類の繁栄に責任を持たなければなりません」とし、道徳と経済の両立を提言しました。出版から100年以上を経た今なお、迷ったときに立ち返りたい原点として読み継がれています。